

税率を据え置きします

国民健康保険税

国民健康保険(国保)制度は、病气やけがをしたときに、医療費などの給付をする医療保険制度で、社会保険加入者以外の人が全て加入する保険制度です。

医療費が増加する半面、雇用情勢悪化による失業者の増加や所得の減少により、国保の財政は年々厳しさを増しています。そのような状況ですが、本年度の国民健康保険税率(所得割、資産割、均等割、平等割)は、平成25年度の税率に据え置くこととしましたのでお知らせします。

そのほか、地方税法の一部改正により、課税限度額を引き上げます。また、低所得者の軽減措置の対象を拡大、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げます。

新しい税額の適用は今年4月で、7月以降の納付分から調整することになります。

国民健康保険税の減免・軽減について

① 失業、病气などの理由で国民健康保険税の納付が困難な場合は、「国民健康保険税減免取扱要綱」の規定に基づき、税額の全部または一部が減免される場合があります。



② 就職していた企業の倒産や解雇、雇止めなどにより離職された人に対し、在職中に負担していた医療保険と同程度の負担で国民健康保険に加入できる軽減制度ができました。

軽減制度では、雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者の国民健康保険税を翌年度末まで、前年の給与所得を100分の30とみなして税率を算定します。

③ 前年の所得が一定基準以下の世帯は、国民健康保険税の均等割額と平等割額を所得に応じて7割、5割、2割それぞれ軽減する制度があり、世帯ごとに軽減判定して税額を算定します(申請は不要)。

①、②の減免・軽減については、離職証明書や退職時までの源泉徴収票、雇用保険受給資格者証など今年の収入見

【表1】国民健康保険税率の改正表

区分	医療分(基礎課税額)		支援金分(後期高齢者支援金等課税額)		介護分(介護納付金課税額)	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
所得割 (前年総所得-基礎控除33万円)×税率	8.32%	■税率は据え置きします	2.99%	■税率は据え置きします	2.04%	■税率は据え置きします
資産割 固定資産税額×税率 ※償却資産分を除く	9.00%		3.30%		5.70%	
均等割 被保険者一人につき	24,000円		8,400円		8,300円	
平等割 一世帯につき	24,500円		8,600円		7,200円	
各限度額	510,000円		510,000円 (1)		140,000円	
限度額合計	現行 770,000円		改正後 810,000円 (1)+(2)+(3)			

医療給付費分(医療分).....国保加入者全員が対象
後期高齢者支援金等分(支援金分).....国保加入者全員が対象
介護納付金分(介護分).....40歳以上65歳未満の人が対象

■軽減判定所得の内容

<p>軽減判定所得(現行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 7割軽減基準額=基礎控除額(33万円) ▶ 5割軽減基準額 =基礎控除額(33万円)+24.5万円×(世帯主を除く被保険者数+特定同一世帯所属者数) ▶ 2割軽減基準額 =基礎控除額(33万円)+35万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) 	<p>5割軽減・2割軽減の基準額を見直す軽減判定所得(改正後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5割軽減基準額 =基礎控除額(33万円)+24.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) ▶ 2割軽減基準額 =基礎控除額(33万円)+45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
--	---

込みが分かる資料、印鑑認印などの各種資料が必要になります。申請の際は事前に税務課(国民健康保険税係)または各総合支所市民課にご相談ください。

後期高齢者医療保険料 後期高齢者医療費の上昇などによる保険料率の増

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害減免の期間を、平成27年3月31日までに納期限が到来するものの全額について延長します(上位所得者層を除く)。

国による避難指示などの対象地域(※)から本市に転入した被保険者は、各総合支所市民課または税務課で申請してください(昨年度、減免している場合は申請不要)。減免申請には、転入前の市町村で発行する被災証明書が必要となります。

(※)警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)で解除・再編された地域を含む

【問い合わせ】総務部税務課(国民健康保険税係)
☎0220(22)2163
各総合支所市民課

今年2月に開催された宮城県後期高齢者医療広域連合議会、平成26・27年度の保険料率が決定されました【表2】。

【表2】平成26・27年度の後期高齢者医療保険料

<p>宮城県の保険料額(限度額57万円)</p> <p>平成24・25年度 55万円</p> <p>※保険料については、100円未満切捨て</p>	=	<p>均等割額</p> <p>被保険者一人当たり 【42,960円】</p> <p>平成24・25年度 40,920円</p>	+	<p>所得割額</p> <p>住民基礎控除(33万円)後の総所得金額など × (所得割率)</p> <p>平成24・25年度 8.3%</p> <p>【8.56%】</p> <p>※総所得金額などは、各種控除(社会保険控除など)を差し引く前の金額です。</p>
--	---	--	---	---

【問い合わせ】▼総務部税務課(国民健康保険税係)
☎0220(22)2163
▼宮城県後期高齢者医療広域連合
☎022(266)1021
☎022(266)1026

代替車両が非課税になります

東日本大震災に伴う被災代替自動車

東日本大震災で被災し使用不能になった車両を代替取得したものは、申請によって平成25年度までの軽自動車税が非課税となりました。今回、制度の改正があり、非課税となる期間が平成28年度まで延長されました。左に記載のとおり、取得時期によって非課税期間が変わりますのでご注意ください。初めて取得した車両だけが対象となり、その後買い換えなどをされた場合は対象となりません。対象と思われる人は、税務課および各総合支所で申請されるようお願いいたします。



車両取得(登録)時期	非課税対象年度
平成25年3月31日まで	非課税期間終了(平成26年度から課税)
平成25年4月1日~平成26年3月31日	平成25・26年度
平成26年4月1日~平成27年3月31日	平成26・27年度
平成27年4月1日~平成28年3月31日	平成27・28年度

【申請に必要な書類】①印鑑②代替取得した車両の車検証③登録事項証明書など(被災した車両で廃車していることが確認できる書類)

【問い合わせ】総務部税務課(市民税係)
☎0220(22)2163
各総合支所市民課